

小規模企業共済制度

安心・安全 国がつくった経営者のための退職金制度です！

小規模企業共済とは

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を、あらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」といえるものです。

一生懸命がんばっている
事業主のみなさんへの退職金。
国が運営の確実・有利な
安心共済です。



[制度の特色]

- ・掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- ・共済金の受取りは、「一括」「分割(10年・15年)」「一括と分割の併用」が選択できます。税法上、一括受取りによる共済金は「退職所得」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得」として取り扱われます。
- ・契約者（一定の資格者）は納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が担保、保証人なしで受けられます。

加入できる方

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主又は会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

毎月の掛金

- 毎月の掛金は、1,000円～70,000円（500円単位）で加入後増額・減額ができます。
- 払込方法は「月払い」「半年払い」「年払い」から選択できます。

●掛金月額が3万円の場合

医療費控除	⑪	□□□□□
社会保険料控除	⑫	□□□□□
小規模企業共済等掛金控除	⑬	□□□□□
生命保険料控除	⑭	□□□□□
損害保険料控除	⑮	□□□□□
寄付金控除	⑯	□□□□□
寡婦、寡夫控除	⑰	□□□□□

※確定申告書の控除欄

経営セーフティ共済

(中小企業倒産防止共済制度)

取引先の倒産から会社を守る制度です！



経営セーフティ共済とは

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

[制度の特色]

取引先事業者が倒産して売掛金債権等（売掛金債権・前渡金返還請求権）について回収困難となった場合に、「無利子」「無担保・無保証人」で共済金の貸付けが受けられます。

ただし、共済金の貸付を受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

共済金の貸付額は、「回収困難となった売掛金債権等の額」か「掛金総額の10倍(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金が支給されます。

加入できる方

次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

- ◆別表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する者
- ◆企業組合、協同組合
- ◆事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

毎月の掛金

- ◆毎月の掛金は、5千円から20万円（5千円単位）で自由に選ぶことができます。
- ◆加入後増額・減額ができます。（ただし、減額する場合は一定の要件が必要です）
- ◆掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。
- ◆掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛け止めもでき、また、掛金の前納もできます。
- ◆掛金は税法上、損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。

別表

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

※この制度の詳しい内容等、お問合せ・お申込みは

根室商工会議所

根室市松ヶ枝町2丁目7番地 TEL 24-2062 まで